

令和7年度下半期 監査の概要 (令和8年2月6日までの決定分)

■ 範囲

主に令和6年度における地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第2項に規定する事務の執行並びに同条第7項に規定する財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行

■ 対象機関

	所管部局	監査対象機関
本 庁 (1)	監査委員事務局	監査委員事務局
出先機関 (63)	政策企画部	消防学校、東京事務所
	財務部	府税事務所(中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内)、大阪自動車税事務所
	府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター
	福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター(中央・箕面・吹田・東大阪・富田林・貝塚)、修徳学院、子どもライフサポートセンター
	健康医療部	保健所(池田・茨木・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野)、こころの健康総合センター
	商工労働部	計量検定所、高等職業技術専門学校(東大阪・夕陽丘・南大阪・北大阪)、大阪障害者職業能力開発校
	環境農林水産部	農と緑の総合事務所(北部・中部・南河内・泉州)、動物愛護管理センター、家畜保健衛生所
	都市整備部	土木事務所(池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田)、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、モノレール建設事務所
財政的援助団体等 (11)	教育庁	教育センター、中之島図書館、中央図書館
	政策企画部	関西国際空港土地保有株式会社
	府民文化部	公益財団法人大阪府国際交流財団、一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団
	福祉部	一般財団法人大阪府青少年活動財団
	商工労働部	共同事業体エル・プロジェクト
	環境農林水産部	公益財団法人地球環境センター
	都市整備部	大阪府道路公社、大阪外環状鉄道株式会社、大阪府土地開発公社、株式会社東急コミュニティー
教育庁	長谷工・大阪共立・TRCグループ	

■ 結果

監査を実施した範囲における検出事項の概要は以下のとおりである。

事務処理に関するもの 34件 15所属

(1) 財務会計事務 5件

・契約手続の不備	1件
・履行確認の不備	1件
・経費支出手続の不備	1件
・決裁遅延	1件
・行政財産使用料徴収の不備	1件

(2) 庶務諸給与事務 11件

・通勤手当の誤り	1件
・管内旅費の支給事務の不備	2件
・サービス管理の不備	2件
・サービス管理の不備及び管内旅費の支給事務の不備	2件
・時間外等勤務実績の登録・確認の不備	3件
・特殊勤務手当実績の登録・確認の不備	1件

(3) 資産管理事務 13件

・公有財産台帳の登載誤り	10件
・備品管理の不備	3件

(4) 新公会計制度事務 5件

・建設仮勘定の精算事務の不備	1件
・資産と費用の区分誤り	3件
・固定資産売却益の計上誤り	1件

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>砂川厚生福祉センター</p>	<p>下記の工事請負契約について、契約保証金を徴収していなかった。</p> <p>契約名称：大阪府立砂川厚生福祉センター電気錠設備補修工事 工期：令和6年12月10日から令和7年2月28日まで 請負代金額：1,639,440円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方自治法施行令】 (契約保証金) 第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (契約保証金の納付等) 第67条 令第167条の16の規則で定める率は、契約金額の100分の5以上とする。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第67条関係 1 建設工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。ただし、特定事業に係る契約保証金の率については、契約金額のうち施設整備業務の対価に相当する金額の100分の10以上とする。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項														
<p>北部農と緑の総合事務所</p>	<p>契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。</p> <p>業務名称：タクシー使用料</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1377 1167"> <thead> <tr> <th>タクシー使用日</th> <th>検査日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年7月15日</td> <td rowspan="2">令和6年7月16日</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月16日</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月8日</td> <td>令和6年8月9日</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>令和6年9月22日</td> <td>令和6年9月24日</td> <td>18,790円</td> </tr> </tbody> </table>	タクシー使用日	検査日	金額	令和6年7月15日	令和6年7月16日	20,000円	令和6年7月16日	8,500円	令和6年8月8日	令和6年8月9日	5,300円	令和6年9月22日	令和6年9月24日	18,790円	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【令和7年5月1日付け改正前の大阪府財務規則】 （検査） 第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> </div>
タクシー使用日	検査日	金額														
令和6年7月15日	令和6年7月16日	20,000円														
令和6年7月16日		8,500円														
令和6年8月8日	令和6年8月9日	5,300円														
令和6年9月22日	令和6年9月24日	18,790円														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
茨木保健所	<p>電話料金の経費支出について、支払期限日までに支払われていないものがあつた。 なお、延滞利息は発生していない。</p> <table border="1" data-bbox="537 512 1614 789"> <thead> <tr> <th>対象月</th> <th>請求金額</th> <th>支払期限日</th> <th>支払日</th> <th>経過日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年7月分</td> <td>119,337円</td> <td>令和7年8月26日</td> <td>令和7年10月28日</td> <td>63日</td> </tr> <tr> <td>令和7年8月分</td> <td>122,353円</td> <td>令和7年9月26日</td> <td>令和7年10月28日</td> <td>32日</td> </tr> </tbody> </table>	対象月	請求金額	支払期限日	支払日	経過日数	令和7年7月分	119,337円	令和7年8月26日	令和7年10月28日	63日	令和7年8月分	122,353円	令和7年9月26日	令和7年10月28日	32日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
対象月	請求金額	支払期限日	支払日	経過日数													
令和7年7月分	119,337円	令和7年8月26日	令和7年10月28日	63日													
令和7年8月分	122,353円	令和7年9月26日	令和7年10月28日	32日													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>茨木保健所</p>	<p>ガソリン（レギュラー）の購入に係る経費支出について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。</p> <p>契約名称：ガソリン（レギュラー）の購入に係る経費支出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和6年12月1日から令和7年3月31日 2 経費支出（変更）伺書の起案日：令和7年4月7日 3 経費支出（変更）伺書の決裁日：令和7年4月7日 4 支出負担行為（変更）額：379円 	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>3 電子契約システムにより経費支出伺書を作成（システムと財務会計連携機能を用いる場合に限る。）する時期は、契約の締結後速やかに作成しなければならない。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
鳳土木事務所	行政財産使用料について、土地の現在価額が令和6年4月1日に改定されているが、改定前の価額で算定していた。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (現在価額) 第17条 部局長等は、前条の価格のほか、知事が別に定める基準により、当該公有財産の適正な評価による価額(以下「現在価額」という。)を定めなければならない。 2 財務部長は、公有財産台帳に登載された財産のうち土地及び建物について、毎年3月31日の現況において、知事が別に定める基準により適正な評価を行い、その評価額により現在価額を改定しなければならない。</p> </div>
	種別	許可数量	目的	使用料	許可期間	所在地	
	土地	17.81㎡	現場事務所	19,800円	令和6年3月1日から同年9月27日まで	堺市北区南花田町467-2	
	土地	1.35㎡	現場事務所	1,400円	令和6年3月1日から同年9月27日まで	堺市北区南花田町681-1	
	土地	1.24㎡	現場事務所	900円	令和6年6月1日から同年9月30日まで	堺市北区南花田町491-2	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年10月8日)

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項												
北部農と緑の総合事務所	通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したため精算事務を行ったが、算出金額を誤っていたことから過剰に戻入したものがあつた。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>既戻入額</th> <th>正規戻入額</th> <th>追給すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年4月から 同年9月まで</td> <td>79,800円</td> <td>7,350円</td> <td>0円</td> <td>7,350円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	既戻入額	正規戻入額	追給すべき額	A	令和6年4月から 同年9月まで	79,800円	7,350円	0円	7,350円						<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和7年4月1日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則】 第20条（中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【令和7年4月1日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第20条関係</p> <p>1 支給対象期間に係る通勤手当を既に支給している場合において、この条に規定する事実が生じたときは、既に支給している通勤手当の額から次の各号に掲げる額を差し引いた額をもって当該支給対象期間に係る通勤手当の額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下であつた場合には、アからウの総額</p> <p>ア 定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該月の前月の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした通用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価額の総額</p> </div>
職員	支給対象期間	既支給額	既戻入額	正規戻入額	追給すべき額														
A	令和6年4月から 同年9月まで	79,800円	7,350円	0円	7,350円														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																										
富田林子ども家庭センター	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張が取り消されなかったものが4件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 583 1626 1052"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>令和7年2月7日</td> <td>令和7年2月17日</td> <td>1,670円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和6年4月15日</td> <td>令和6年4月15日</td> <td>令和6年4月30日</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>令和6年4月3日</td> <td>令和6年4月5日</td> <td>令和6年4月8日</td> <td>1,460円</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月15日</td> <td>令和6年4月16日</td> <td>令和6年4月23日</td> <td>1,460円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和7年2月14日	令和7年2月7日	令和7年2月17日	1,670円	B	令和6年4月15日	令和6年4月15日	令和6年4月30日	380円	C	令和6年4月3日	令和6年4月5日	令和6年4月8日	1,460円	令和6年4月15日	令和6年4月16日	令和6年4月23日	1,460円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額																					
		当初入力日	重複入力日																									
A	令和7年2月14日	令和7年2月7日	令和7年2月17日	1,670円																								
B	令和6年4月15日	令和6年4月15日	令和6年4月30日	380円																								
C	令和6年4月3日	令和6年4月5日	令和6年4月8日	1,460円																								
	令和6年4月15日	令和6年4月16日	令和6年4月23日	1,460円																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
北部農と緑の総合事務所	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張が取り消されなかったものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 583 1626 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年4月19日</td> <td>令和6年4月10日</td> <td>令和6年4月18日</td> <td>680円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和6年4月19日	令和6年4月10日	令和6年4月18日	680円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和6年4月19日	令和6年4月10日	令和6年4月18日	680円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）

サービス管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
砂川厚生福祉センター	<p>特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から連続する期間が1日を超えて承認しているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="537 512 1596 684"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>休暇承認日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">おじ</td> <td>令和7年1月21日 13時00分～17時30分</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月22日 9時00分～12時15分</td> </tr> </tbody> </table>	職員	続柄	休暇承認日時	A	おじ	令和7年1月21日 13時00分～17時30分	令和7年1月22日 9時00分～12時15分	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1762 1115 2662 1346"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」） 第3章 休暇 4 特別休暇 ○服喪 （留意点） 1. 承認にあたっては、週休日等を含む連続する期間内で、断続的取得も可能。</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
職員	続柄	休暇承認日時															
A	おじ	令和7年1月21日 13時00分～17時30分															
		令和7年1月22日 9時00分～12時15分															
死亡した者	日数																
父母、配偶者、子	7日																
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）

サービス管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
<p>砂川厚生福祉センター</p>	<p>特別休暇（子の看護休暇）について、人事委員会規則で定める期間（1 暦年につき 5 日）を超えて承認しているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="537 510 1546 1251"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 510 694 569">職員</th> <th data-bbox="694 510 1121 569">承認日</th> <th data-bbox="1121 510 1546 569">特別休暇を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 569 694 680" rowspan="6" style="text-align: center;">A</td> <td data-bbox="694 569 1121 680">令和 6 年 1 月 18 日</td> <td data-bbox="1121 569 1546 680">午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 680 1121 791">令和 6 年 3 月 18 日</td> <td data-bbox="1121 680 1546 791">午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 791 1121 903">令和 6 年 4 月 12 日</td> <td data-bbox="1121 791 1546 903">午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 903 1121 1014">令和 6 年 6 月 13 日</td> <td data-bbox="1121 903 1546 1014">午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 1014 1121 1125">令和 6 年 6 月 14 日</td> <td data-bbox="1121 1014 1546 1125">午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 1125 1121 1251">令和 6 年 6 月 17 日</td> <td data-bbox="1121 1125 1546 1251">午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	承認日	特別休暇を承認した時間	A	令和 6 年 1 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 3 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 4 月 12 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 6 月 13 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 6 月 14 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 6 月 17 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 十五 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき 5 日(当該子を 2 人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間</p> </div>
職員	承認日	特別休暇を承認した時間																
A	令和 6 年 1 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 3 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 4 月 12 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 13 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 14 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 17 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 7 年 10 月 23 日）

服務管理の不備及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
富田林子ども家庭センター	<p>出勤簿を確認したところ、遅参となっているものがあった。本件については、管内出張をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っていたため、旅費が未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="549 531 1576 678"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出勤簿の表示</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>寝屋川市</td> <td>遅参</td> <td>令和7年2月25日 (宅発)</td> <td>1,030円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出勤簿の表示	出張日	未払旅費額	A	寝屋川市	遅参	令和7年2月25日 (宅発)	1,030円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張先	出勤簿の表示	出張日	未払旅費額								
A	寝屋川市	遅参	令和7年2月25日 (宅発)	1,030円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）

サービス管理の不備及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
茨木保健所	<p>定期健康診断の受診に係る管内出張について、誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 548 1397 722"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大阪府中央区</td> <td>令和6年8月8日</td> <td>1,070円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪府中央区	令和6年8月8日	1,070円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【令和6年度 職員健康管理事業における職員の「サービスの取扱い」について（通知）（令和6年3月28日 総務部人事局長）】 標記について、別紙1『職員健康管理事業における「サービスの取扱い」一覧表（知事部局）』のとおり通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1694 772 2597 974"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">健康診断等の種類</th> <th>取扱い (受診に要する時間)</th> </tr> <tr> <th>1次検診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般定期健康診断</td> <td>一般定期健康診断</td> <td>出張</td> </tr> </tbody> </table>	健康診断等の種類		取扱い (受診に要する時間)	1次検診	一般定期健康診断	一般定期健康診断	出張
職員	出張先	出張日	未払旅費額														
A	大阪府中央区	令和6年8月8日	1,070円														
健康診断等の種類		取扱い (受診に要する時間)															
		1次検診															
一般定期健康診断	一般定期健康診断	出張															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
なにわ南府税事務所	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1190 699"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和7年3月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和7年3月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和7年3月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月17日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
茨木保健所	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1190 1031"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年5月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和6年4月</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>令和6年12月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>令和6年4月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和6年5月	1件	B	令和6年4月	2件	C	令和6年12月	1件	D	令和6年4月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数															
A	令和6年5月	1件															
B	令和6年4月	2件															
C	令和6年12月	1件															
D	令和6年4月	1件															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																					
北部農と緑の総合事務所	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが13件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1190 1787"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和7年3月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>令和6年6月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>令和6年8月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>令和6年8月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">E</td> <td>令和6年4月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>令和6年5月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>令和6年8月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>令和6年4月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和7年3月	1件	B	令和6年6月	1件	令和6年10月	1件	C	令和6年8月	1件	令和7年2月	1件	D	令和6年8月	1件	E	令和6年4月	1件	令和6年7月	1件	令和6年12月	1件	令和7年1月	1件	F	令和6年5月	1件	G	令和6年8月	1件	H	令和6年4月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数																																					
A	令和7年3月	1件																																					
B	令和6年6月	1件																																					
	令和6年10月	1件																																					
C	令和6年8月	1件																																					
	令和7年2月	1件																																					
D	令和6年8月	1件																																					
E	令和6年4月	1件																																					
	令和6年7月	1件																																					
	令和6年12月	1件																																					
	令和7年1月	1件																																					
F	令和6年5月	1件																																					
G	令和6年8月	1件																																					
H	令和6年4月	1件																																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）

特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
三島府税事務所	<p>職員が特殊勤務に従事していない日があったにもかかわらず、誤って特殊勤務手当実績簿に登録を行い、直接監督責任者が確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="519 548 1525 659"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年12月</td> <td>5,000円</td> <td>4,500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	令和6年12月	5,000円	4,500円	500円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
A	令和6年12月	5,000円	4,500円	500円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月28日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
消費生活センター	借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	借入面積	使用目的	年間賃借料	借入期間	<p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>
	建物	374.27㎡	消費生活センター	20,576,604円	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月14日）

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
守口保健所	<p>借用財産の数量等の更新について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1670 821"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>守口市日吉町2丁目17番、豊秀町2丁目22番</td> <td>(注1) 67.7㎡</td> <td>公用車駐車場</td> <td>(注2) 361,530円</td> <td>(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>守口市京阪本通2丁目5-5</td> <td>1,744.5㎡</td> <td>守口保健所事務所</td> <td>(注4) 15,646,300円</td> <td>(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、借用数量の変更に伴う登録が行われず「64.4㎡」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、年間借用料の改定に伴う登録が行われず「278,250円」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注4) 公有財産台帳では、年間借用料の改定に伴う登録が行われず「15,313,750円」のまま放置されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	守口市日吉町2丁目17番、豊秀町2丁目22番	(注1) 67.7㎡	公用車駐車場	(注2) 361,530円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	建物	守口市京阪本通2丁目5-5	1,744.5㎡	守口保健所事務所	(注4) 15,646,300円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間															
土地	守口市日吉町2丁目17番、豊秀町2丁目22番	(注1) 67.7㎡	公用車駐車場	(注2) 361,530円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで															
建物	守口市京阪本通2丁目5-5	1,744.5㎡	守口保健所事務所	(注4) 15,646,300円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで															

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年11月4日)

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
北部農と緑の総合事務所	借用財産について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
	土地	箕面市大字粟生間谷開成皇子墓	1,040.58㎡	公園敷地	無償	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	
	土地	箕面市粟生間谷 箕面国有林268ほ1林小班内 外	4,990㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市粟生間谷 箕面国有林270ホ林小班内	5,604㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市箕面 箕面国有林274ハ林小班内 外	16,470㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市箕面 箕面国有林276イ1林小班内 外	4,844㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市下止々呂美外 箕面国有林267に1林小班内 外	28,307㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市粟生間谷外 箕面国有林269ほ1林小班内 外	32,960㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市粟生間谷 箕面国有林268ロ1林小班内 外	2,420㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
土地	箕面市下止々呂美外 箕面国有林273に1林小班内 外	3,977㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで		

	土地	箕面市下止々呂美 箕面国 有林273ろ1林 小班内 外	20,919m ²	その他用 地 公園	無償	令和6年10月1日から 令和11年9月30日まで	
--	----	-----------------------------------	----------------------	--------------	----	-----------------------------	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項										
パスポートセンター	<p>行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1629 590"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>ロビー壁面 3箇所</td> <td>広告等の掲載</td> <td>661,100円</td> <td>令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>					種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	ロビー壁面 3箇所	広告等の掲載	661,100円	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間												
建物	ロビー壁面 3箇所	広告等の掲載	661,100円	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
枚方土木事務所	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1620 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>120.48㎡</td> <td>平面駐輪場</td> <td>3,000,000円</td> <td>(注) 令和元年9月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和元年9月1日から令和6年8月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間	土地	120.48㎡	平面駐輪場	3,000,000円	(注) 令和元年9月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間								
土地	120.48㎡	平面駐輪場	3,000,000円	(注) 令和元年9月1日から 令和6年3月31日まで								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
富田林土木事務所	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1620 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1.73㎡</td> <td>看板設置</td> <td>8,900円</td> <td>(注) 令和6年4月1日から 同年9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間	土地	1.73㎡	看板設置	8,900円	(注) 令和6年4月1日から 同年9月30日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間								
土地	1.73㎡	看板設置	8,900円	(注) 令和6年4月1日から 同年9月30日まで								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
三島府税事務所	<p>行政財産の使用承認について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1466 667"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1.0㎡</td> <td>メセナ自動販売機の設置</td> <td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3.0㎡</td> <td>少年サポートセンターに おける立ち直り支援</td> <td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.0㎡	メセナ自動販売機の設置	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	建物	3.0㎡	少年サポートセンターに おける立ち直り支援	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	承認数量	目的	承認期間											
建物	1.0㎡	メセナ自動販売機の設置	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで											
建物	3.0㎡	少年サポートセンターに おける立ち直り支援	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月28日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
砂川厚生福祉センター	<p>行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1605 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1.2㎡</td> <td>寄附型自販機設置</td> <td>(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、承認期間が「令和6年8月19日から令和7年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.2㎡	寄附型自販機設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	承認数量	目的	承認期間							
建物	1.2㎡	寄附型自販機設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
茨木保健所	<p>行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 787"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1.17㎡</td> <td>ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金寄附型自動販売機共同設置事業にかかる寄附型自動販売機の設置</td> <td>(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、承認期間が「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.17㎡	ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金寄附型自動販売機共同設置事業にかかる寄附型自動販売機の設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	承認数量	目的	承認期間							
建物	1.17㎡	ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金寄附型自動販売機共同設置事業にかかる寄附型自動販売機の設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項													
茨木保健所	<p>下記の行政財産について、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：茨木保健所</p> <table border="1" data-bbox="516 510 1614 808"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">所在地番</th> <th>公簿面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土地</td> <td>(誤)</td> <td>大阪府茨木市大住町109番10</td> <td>2,438.92㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(正)</td> <td>大阪府茨木市大住町109番10</td> <td>1,008.57㎡</td> </tr> <tr> <td>大阪府茨木市大住町109番11</td> <td>1,367.00㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地番		公簿面積	土地	(誤)	大阪府茨木市大住町109番10	2,438.92㎡	(正)	大阪府茨木市大住町109番10	1,008.57㎡	大阪府茨木市大住町109番11	1,367.00㎡	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。</p> </div>
種別	所在地番		公簿面積												
土地	(誤)	大阪府茨木市大住町109番10	2,438.92㎡												
	(正)	大阪府茨木市大住町109番10	1,008.57㎡												
		大阪府茨木市大住町109番11	1,367.00㎡												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項					
砂川厚生福祉センター	下記の備品について、備品出納簿の記載内容に誤りがあった。						<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 478 682 569">品種</th> <th data-bbox="682 478 905 569">品目 商品名</th> <th data-bbox="905 478 1205 569">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1205 478 1291 569">数量</th> <th data-bbox="1291 478 1463 569">金額 (誤)</th> <th data-bbox="1463 478 1632 569">金額 (正)</th> </tr> </thead> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額 (誤)	金額 (正)					
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額 (誤)	金額 (正)							
	機械器具類	OA器具類 オンライン資格確認システム	令和6年10月16日	1	492,800円	668,800円						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年10月23日)

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
中央子ども家庭センター	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 489 1626 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 489 685 590">品種</th> <th data-bbox="685 489 1012 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1012 489 1299 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1299 489 1427 590">数量</th> <th data-bbox="1427 489 1626 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 590 685 751">機械器具類</td> <td data-bbox="685 590 1012 751">医療器具類 日医標準レセプトソフト（web ORCAクラウド版）</td> <td data-bbox="1012 590 1299 751">令和6年5月10日</td> <td data-bbox="1299 590 1427 751">1</td> <td data-bbox="1427 590 1626 751">620,180円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	医療器具類 日医標準レセプトソフト（web ORCAクラウド版）	令和6年5月10日	1	620,180円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
機械器具類	医療器具類 日医標準レセプトソフト（web ORCAクラウド版）	令和6年5月10日	1	620,180円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
富田林子ども家庭センター	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 1020"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 730 583">品種</th> <th data-bbox="730 510 1020 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="1020 510 1305 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1305 510 1448 583">数量</th> <th data-bbox="1448 510 1629 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 583 730 667">家具什器類</td> <td data-bbox="730 583 1020 667">厨房器具 冷蔵庫</td> <td data-bbox="1020 583 1305 667">平成3年8月5日</td> <td data-bbox="1305 583 1448 667">1</td> <td data-bbox="1448 583 1629 667">327,025円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 667 730 751">家具什器類</td> <td data-bbox="730 667 1020 751">厨房器具 レンジ</td> <td data-bbox="1020 667 1305 751">平成3年8月5日</td> <td data-bbox="1305 667 1448 751">1</td> <td data-bbox="1448 667 1629 751">177,675円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 751 730 842">家具什器類</td> <td data-bbox="730 751 1020 842">その他器具類 衝立 パネル相</td> <td data-bbox="1020 751 1305 842">平成6年3月31日</td> <td data-bbox="1305 751 1448 842">1</td> <td data-bbox="1448 751 1629 842">350,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 842 730 932">機械器具類</td> <td data-bbox="730 842 1020 932">通信器具類 インターホン</td> <td data-bbox="1020 842 1305 932">平成6年3月31日</td> <td data-bbox="1305 842 1448 932">1</td> <td data-bbox="1448 842 1629 932">164,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 932 730 1020">家具什器類</td> <td data-bbox="730 932 1020 1020">椅子類 園児用小椅子</td> <td data-bbox="1020 932 1305 1020">平成7年3月6日</td> <td data-bbox="1305 932 1448 1020">1</td> <td data-bbox="1448 932 1629 1020">121,952円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	厨房器具 冷蔵庫	平成3年8月5日	1	327,025円	家具什器類	厨房器具 レンジ	平成3年8月5日	1	177,675円	家具什器類	その他器具類 衝立 パネル相	平成6年3月31日	1	350,000円	機械器具類	通信器具類 インターホン	平成6年3月31日	1	164,800円	家具什器類	椅子類 園児用小椅子	平成7年3月6日	1	121,952円	<p>検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																												
家具什器類	厨房器具 冷蔵庫	平成3年8月5日	1	327,025円																												
家具什器類	厨房器具 レンジ	平成3年8月5日	1	177,675円																												
家具什器類	その他器具類 衝立 パネル相	平成6年3月31日	1	350,000円																												
機械器具類	通信器具類 インターホン	平成6年3月31日	1	164,800円																												
家具什器類	椅子類 園児用小椅子	平成7年3月6日	1	121,952円																												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年11月7日)

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
岸和田土木事務所	<p>下記の工事について、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず建設仮勘定が精算されていなかったため、令和6年度の財務諸表（貸借対照表）に当該工事に係る建設仮勘定が計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 548 1626 663"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>主要地方道 岸和田港塔原線 道路照明設置工事</td> <td>47,359,400円</td> <td>47,359,400円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和2年度	主要地方道 岸和田港塔原線 道路照明設置工事	47,359,400円	47,359,400円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	未精算額							
令和2年度	主要地方道 岸和田港塔原線 道路照明設置工事	47,359,400円	47,359,400円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月29日）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
富田林保健所	<p>下記1～3の工事について、既存財産の除却部分相当額を公有財産台帳から減額しなかったこと、また下記2及び3の工事について、資産と費用の額を誤ったことから、本来計上すべき金額が公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>1 工事完了日：令和7年3月13日（検査日：令和7年3月13日）</p> <table border="1" data-bbox="528 598 1617 772"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府富田林保健所 所内照明器具取替</td> <td>162,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和7年3月31日（検査日：令和7年3月31日）</p> <table border="1" data-bbox="528 846 1617 1020"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府富田林保健所 多目的トイレ横洗面台改修工事</td> <td>459,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和7年3月31日（検査日：令和7年3月31日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1094 1617 1268"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府富田林保健所 1階ロビー男子トイレ改修工事</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	契約金額	大阪府富田林保健所 所内照明器具取替	162,800円	工事名称	契約金額	大阪府富田林保健所 多目的トイレ横洗面台改修工事	459,000円	工事名称	契約金額	大阪府富田林保健所 1階ロビー男子トイレ改修工事	300,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 （公有財産台帳） 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	契約金額													
大阪府富田林保健所 所内照明器具取替	162,800円													
工事名称	契約金額													
大阪府富田林保健所 多目的トイレ横洗面台改修工事	459,000円													
工事名称	契約金額													
大阪府富田林保健所 1階ロビー男子トイレ改修工事	300,000円													

		<p>【5】除却・取替処理方針</p> <ul style="list-style-type: none">1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合(2) 1 財産の一部を滅失した場合 ⇒除却した部分相当額を減額する。
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
北部農と緑の総合事務所	<p>令和6年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 510 1605 930"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>金額</th> <th>建設仮勘定に計上すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>今戸排水機場地区基本設計・詳細設計（6）業務</td> <td>20,306,000円</td> <td>9,702,900円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>第二前島排水機場地区電気設備更新実施設計（6）業務</td> <td>10,340,000円</td> <td>10,340,000円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>五領揚水機場地区導水路実施設計（6）業務</td> <td>5,590,200円</td> <td>5,590,200円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	金額	建設仮勘定に計上すべき額	令和6年度	今戸排水機場地区基本設計・詳細設計（6）業務	20,306,000円	9,702,900円	令和6年度	第二前島排水機場地区電気設備更新実施設計（6）業務	10,340,000円	10,340,000円	令和6年度	五領揚水機場地区導水路実施設計（6）業務	5,590,200円	5,590,200円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 （建設仮勘定の計上）</p> <p>第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第2号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。 2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。 （建設仮勘定の精算）</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>（参考）建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要 2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完成して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムの【建設仮勘定精算】画面から建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を【複式情報訂正】画面で修正した後に、改めて精算登録を行います。
年度	契約件名	金額	建設仮勘定に計上すべき額															
令和6年度	今戸排水機場地区基本設計・詳細設計（6）業務	20,306,000円	9,702,900円															
令和6年度	第二前島排水機場地区電気設備更新実施設計（6）業務	10,340,000円	10,340,000円															
令和6年度	五領揚水機場地区導水路実施設計（6）業務	5,590,200円	5,590,200円															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																												
岸和田土木事務所	<p>令和6年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが建設仮勘定に含まれていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 506 1605 1136"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約名称</th> <th>金額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>主要地方道 岸和田港塔原線 電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託</td> <td>6,066,100円</td> <td>6,066,100円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>主要地方道 岸和田港塔原線 電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託</td> <td>1,030,000円</td> <td>1,030,000円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>主要地方道 岸和田港塔原線 道路台帳修正委託</td> <td>983,400円</td> <td>983,400円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託</td> <td>1,999,500円</td> <td>1,999,500円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託</td> <td>525,800円</td> <td>525,800円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託</td> <td>1,075,000円</td> <td>1,075,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約名称	金額	費用計上すべき金額	令和3年度	主要地方道 岸和田港塔原線 電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託	6,066,100円	6,066,100円	令和3年度	主要地方道 岸和田港塔原線 電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託	1,030,000円	1,030,000円	令和4年度	主要地方道 岸和田港塔原線 道路台帳修正委託	983,400円	983,400円	令和4年度	主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託	1,999,500円	1,999,500円	令和4年度	主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託	525,800円	525,800円	令和4年度	主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託	1,075,000円	1,075,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理、5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価額の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完成して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行います。併せて、財務会計システムの【建設仮勘定精算】画面から建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を【複式情報訂正】画面で修正した後に、改めて精算登録を行います。
年度	契約名称	金額	費用計上すべき金額																											
令和3年度	主要地方道 岸和田港塔原線 電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託	6,066,100円	6,066,100円																											
令和3年度	主要地方道 岸和田港塔原線 電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託	1,030,000円	1,030,000円																											
令和4年度	主要地方道 岸和田港塔原線 道路台帳修正委託	983,400円	983,400円																											
令和4年度	主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託	1,999,500円	1,999,500円																											
令和4年度	主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託	525,800円	525,800円																											
令和4年度	主要地方道 大阪和泉泉南線 道路台帳修正委託	1,075,000円	1,075,000円																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月29日）

固定資産売却益の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
鳳土木事務所	<p>公有財産台帳に取得価額を記載している土地について売却益が生じたが、売却益を過年度修正益としたため、令和6年度の財務諸表に固定資産売却益が正しく計上されなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 548 1629 779"> <thead> <tr> <th>土地</th> <th>売買契約締結日</th> <th>取得価額</th> <th>売却金額</th> <th>固定資産売却益として計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府堺市 西区山田4 丁1271番5</td> <td>令和7年3月7日</td> <td>2,759,353円</td> <td>7,370,000円</td> <td>4,610,647円</td> </tr> </tbody> </table>	土地	売買契約締結日	取得価額	売却金額	固定資産売却益として計上すべき金額	大阪府堺市 西区山田4 丁1271番5	令和7年3月7日	2,759,353円	7,370,000円	4,610,647円	<p>検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (収入及び費用等の計上) 第21条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。 (5) 特別収入 オ 固定資産売却益 固定資産の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。</p> </div>
土地	売買契約締結日	取得価額	売却金額	固定資産売却益として計上すべき金額								
大阪府堺市 西区山田4 丁1271番5	令和7年3月7日	2,759,353円	7,370,000円	4,610,647円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月8日）